<財産分与調停を申し立てる方へ>

1 概要

夫婦が婚姻中に協力して得た財産を,離婚する際に又は離婚後に分けることを財産分与といいます。離婚後,財産分与についての話合いがまとまらない場合には,離婚から2年以内に家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

調停手続では、調停委員会が、申立人(あなた)及び相手方から事情を聴いたり、資料を提出していただいたりして、夫婦が協力して得た財産がどれくらいあるのか、どちらがどの財産を取得すべきかといった事情を把握しながら、双方の合意を目指して話合いを進めます。

話合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

※ まだ離婚していない夫婦が財産分与を求める場合には、夫婦関係調整 (離婚) の調停の中で話合いをすることができます。

2 申立てに必要な費用

	収	入	.印	紙	•	•	120	00	円
--	---	---	----	---	---	---	-----	----	---

□ 連絡用の郵便切手・・140円×1枚,92円×1枚,82円×6枚,10円×8枚 合計784円分

3 申立てに必要な書類

由立書	(財産目録を含む。)	3通
T -1/- =		, O 1111

- → 申立書及び財産目録は、相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人(あなた) 用の控えの3通を作成してください。
- □ 事情説明書1诵
- □ 連絡先等の届出書1通
- □ 進行に関する照会回答書1通
- □ 離婚時の戸籍謄本(全部事項証明書)1通
 - → 夫婦の一方が除籍された旨の記載があるものを提出してください。
- □ 不動産登記事項証明書,固定資産評価証明書各1通 ※不動産がある場合

4 調停手続で必要な書類等の提出方法等

(1) 必ず提出していただく書類等

次の書類は、申立書と一緒に提出してください。

財産に関する資料等

→ 固定資産評価証明書,預金通帳写し,残高証明書等財産の内容が分かるもの

※ 事案によっては、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

(2) 提出方法

- ・ 財産分与調停事件は、当事者双方が婚姻中に得た財産の内容等を把握した上で話合いを進める手続です。そのため、主張書面や財産に関する資料を提出する場合には、A4サイズ(今お読みいただいている書面のサイズです。)に<u>裁判所用及び相手方用としてコピー2通</u>を提出するとともに、調停期日にはご自分用の控えを持参してください(提出する書類のコピーは、①A4サイズ縦の用紙に、②とじしろとして左側を3センチメートル以上あけて作成してください。)。
- 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所に見せる必要がない。

と考える部分(住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等)は、マスキング(黒塗り)したものを提出してください(ただし、原本には手を加えず、コピーをマスキングしてください。)。(裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。)

・ マスキングができない書類等については、「非開示希望申出書」に必要事項を記載し、当 該書類等に申出書を添付して提出してください。相手方にその書面等を交付するか否かにつ いては、裁判官が判断することになります。

※注意

個人情報保護の観点から、個人番号(マイナンバー)が記載されていない文書の提出をお 願いいたします。具体的には、

- ① <u>マイナンバーの記載のない文書の原本が取得可能なもの(源泉徴収票等)</u>については, マイナンバーの記載のない文書をご提出いただき,
- ② マイナンバーの記載のない文書の原本が取得できないもの(確定申告書等)もしくはマ イナンバーが記載された文書を取得してしまった場合については、マイナンバー記載部分 をマスキング(黒塗り)した文書のコピー(後日原本確認が必要になる場合がありま す。)をご提出いただくよう、よろしくお願いいたします。

5 提出された書類等の閲覧・謄写(コピー)

相手方から閲覧(記録を見る手続)・謄写(記録をコピーする手続)の申請があった場合, これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため,「非開示希望申出書」が提出され ている場合であっても,閲覧・謄写が許可される可能性があります。

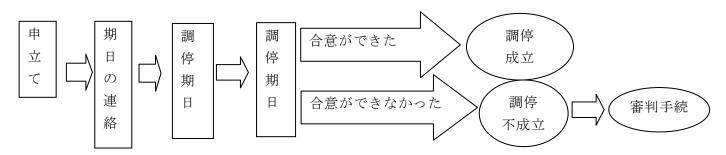
また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、除外事由がない限り許可されます。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります(ただし、相手方との間で、調停を行う家庭 裁判所について合意できており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その 家庭裁判所でも調停をすることができます。)。

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われます。1回の調停時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。



○ 提出先(送付先)

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌家庭裁判所 家事受付係 (TEL 011-221-7281)

事情説明書(財産分与)(申立人用)

書式3-財

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。あてはまる事項にチェックを付け(いくつでも可)、空欄には具体的な理由・事情等を記入して、申立ての際に提出してください。

<u>なお、この書類は、相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが、許可されることがあります。</u>

1 今回あなたがこ の申立てをした 「きっかけ」, 「動機」を書い てください。	
2 調停で対立する お思いなこと はどんなことで はどか。 (該当するもの に,ください。 数可。)	 □ 相手方の財産の内容又は金額 □ 申立人(あなた)の財産の内容又は金額 ○ 算定の基準時(別居の時期) □ 財産分与の方法 □ 財産形成に対する貢献・寄与の程度
	□ その他 ()
3 財産分与の金額 や方法を決める や方法を決める にあたって, 事 慮してはばお書 きください。	

平成 年 月 日 申立人 印

進行に関する照会回答書(申立人用)

この書面は,調停を進めるための参考にするものです。あてはまる事項にチェックをつけ(いくつでも可),空欄には具体的な事情等を記入して,申立ての際に提出してください。 なお,これは相手方に見せることのない書面です。

	□ ある。(そのときの相手方の	様子にチェックしてください。)				
1 この申立てをする	□ 感情的で話し合えなかった。	□ 冷静であったが, 話合いはまと	こまらなかった。			
前に相手方と話し合っ	□ 能度がけっきりしたかった	口その他()			
たことがありますか。	□ ない。(その理由をチェック	してください。)				
	□ 全く話合いに応じないから。 □ 話し合っても無駄だと思ったから。					
	□その他()				
2 相手方は裁判所の	口 応じると思う。	(理由等があれば、記載してくださん	J).			
呼出しに応じると思い	口 応じないと思う。	1 1 1				
ますか。	□ 分からない。	\$ E E				
3 調停での話合いは	□ 進められると思う。	(理由等があれば、記載してくださり	7°)			
	口 進められないと思う。					
いますか。	□ 分からない。					
4 この申立てをする	□ 伝えた。					
ことを相手方に伝えて	□ 伝えていない。					
いますか。	□ すぐ知らせる。 □ 自タ	∱からは知らせるつもりはない。 □自分か	らは知らせにくい。			
	1 相手方の暴力等はどのような	内容ですか。				
,	□大声で怒鳴る・暴言をはく	□物を投げる □殴る・蹴る □凶	l器を持ち出す			
	(1) それはいつ頃のことですか	40				
·	頃	, から 5	まで まで			
	(2) 今までにどのくらいありま	したか。				
5 相手方の暴力等が						
ある場合には,記入し てください。	2 相手方の暴力等が原因で治療を受けたことはありますか。					
C 1/2210	□ない □ある(ケガや症	状等の程度)			
·	3 配偶者暴力に関する保護命令	について,該当するものをチェックし、	てください。			
	□申し立てる予定はない □	!申し立てる予定である				
ŕ	口申し立てたが、まだ結論は	てていない □申し立てたが、認	ねられなかった			
	口認められた ※保護命令	• •				
	4 相手方の調停時の対応につい		•			
	□裁判所で暴力をふるう心配					
	□申立人と同席しなければ暴	力をふるうおそれはない。				
	□裁判所職員や第三者のいる	場所でも暴力をふるう心配がある。				
	□裁判所への行き帰りの際に	暴力をふるうおそれがある。	•			
	□裁判所に刃物を持ってくる		3			
·	口裁判所へ薬物、アルコール	類を飲んでくるおそれがある。				
	申立人の 口 希望日	曜日	午前・午後			
6 調停期日で都合の	□ 都合の悪い	田曜日	午前・午後			
悪い日等があれば書いてください。	(すでに都合が悪いことがわ	かっている日→)			
C \ /C C \ '*0	相手方の 口 希望日					
※ 調停は平日の午前また	口 都合の悪い		午前・午後 午前・午後			
は午後に行われます。	(※分からなければ記載しな	,	干削•干拨			
	(不力)から(まと)をはる時でな	T C UN'AV'A C/Vo. /				
7 裁判所に配慮を求						
めることがあります						
か。						

平成 年 月 日 申立人 印

平成 年(家・家イ)第

号(期日通知等に書かれた事件番号を書いてください。)

連絡先等の届出書(□ 変更)

	(※口の部分は該当箇所にチェックを付けてくださん	ı°)
1	送付先	
	標記の事件について、書類は次の場所に送付してください。	
] 申立書記載の住所のとおり	
	〕 次に記載した場所	٠
	_ _	
	場所: 場所と私との関係:□住所 □就業場所(勤務先)	
	□その他	
		<u></u>
	□ 場所については、 <u>非開示を希望する</u> 。	
	ひかいじ 非開示を希望する理由:	-
	井囲小を布呈りる理田:	
2	平日昼間の連絡先 (□非開示を希望する)	
	/ 携带電話番号:	
	固定電話番号(□自宅/□勤務先):	
	□ どちらに連絡があってもよい。	_
	□ できる限り、□携帯電話/□固定電話への連絡を希望する。	
	平成 年 月 日	
	□申立人/□相手方 氏名:	印

札幌家庭裁判所 御中

書類の提出とマスキング方法

札幌家庭裁判所

書面を提出される場合には、以下の点にご留意ください。

1 提出書類の種類

あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を 裏付ける「資料」があります。

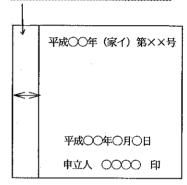
2 提出書類の開示

あなたから提出される「主張書面」や「資料」については、<u>相手からの希望があると、相手にお見せしたり(「閲覧」と言います。)、コピーを認める(「謄写」と言います。)ことになりますので、ご注意ください。</u>

3 提出書類の作成方法

- (1) ①A4サイズ (今お読みいただいている書面のサイズ) の用紙, ②横書き・左綴じ, ③とじしろとして左端 より3cm以上あけて作成してください。
- (2) 主張書面には、必ず①事件番号(平成〇〇年(家イ)第×××号)、②作成年月日、③提出者のお名前を記載して、名前横に押印してください。
- (3) 資料については、現物はお手元で保管して、コピーを提出してください。

左端を3cmあけてください

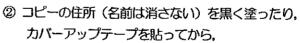


4 相手に知られたくない情報部分を隠して資料を提出する方法 (マスキング)

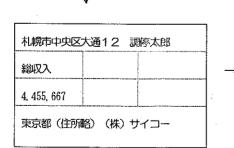
例・「所得額の資料として源泉徴収票を提出したいか、自分の住所は相手に知られたくない」

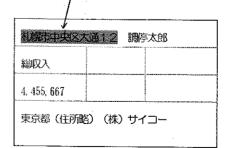
① 資料をコピー。② コピーを利用して、自分の住所部分を黒塗り。③ 黒塗りしたものを2部コピーして資料を作成。④ 黒塗りは自分用控え。⑤ 2部を裁判所用と相手用として提出。 ※ 原本には手を加えないでください。念のため、提出の際には原本もお持ちください。

①【原本】これを1部コピー



③ 更に3部コピーして、④1部は自分用控え、⑤2部を裁判所に提出してください。





4 全体について非開示を希望する資料を提出する方法

書面全体を相手にどうしても見られたくない場合には、「非開示希望申出書」を添付して 提出してください (注・口頭で告げただけでは申出になりません。)。ただし、裁判官の 判断によっては、ご要望に添えない場合もあります。 平成 年(家・家イ)第

号(期日通知等に書かれた事件番号を書いてください。)

ひかいじ 非開示希望申出書

(※□の部分は該当箇所にチェックを付けてください。)

札幌家庭裁判所 御中

平成 年 月 日

	□申立人/□相手力	<u> 氏名</u>	<u> </u>
本申出書に添作	けした書面について、非	非開示とすること を	を希望します
注 必ずこの書面と	非開示を希望する文書をホ	チキス等で止めてして	こください。
	希望する文書がある場合に	the transfer of the transfer o	-
注 資料の一部につるなどして特定して			かるようにマーカーで色付けす
注 非開示を希望し	ても,裁判官の判断により	昇示がされる場合も あ	。 りますので、あらかじめご了承
ください。			•
非開示を希望すください。複数で	4	です(当てはまる	6理由にチェックを入れて
□ 事件の関係	人である未成年者の利	J益を害するおそ オ	れがある。
□ 当事者や第	三者の私生活・業務σ)平穏を害するおそ	それがある。
	第三者の私生活につい [。] 『社会生活を営むのに著	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	明らかにされることによ るセそれがある
			うわてれかめる。 「明らかにされることによ
-	2二音の選工品につい)名誉を著しく害するよ		1975 MICCALO C CICA
	体的な理由を記載してくださ を		
	で かんしょう しゅうしょく アンドラ	-0/	
	·		
MANUTA	riterative action in terms and the transmission of the transmissio		
		4111 to 1	The state of the s
			Mrs. Marylana